

令和4年度 第2回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和4年（2022年）10月27日（木）14時25分～15時30分

2 場所 山崎浄化センター管理棟 1階 会議室

3 出席者

(1) 委員

堀江信之会長（一般社団法人日本下水道施設業協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、太田康委員（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、北原紈彦委員（市民公募委員）、田中重代委員（鎌倉市建設業協会）、深瀬哲朗委員（市民公募委員）、三宅十四日委員（日本下水道事業団関東・北陸総合事務所）、山下裕子委員（鎌倉市管工事業協同組合）

(2) 幹事及び担当課職員

森都市整備部長、加藤都市整備部次長兼下水道河川課長、岩崎下水道経営課長、森田浄化センター所長、安富企画課長、山戸総務部次長兼財政課長、矢口下水道河川課担当係長、木村浄化センター所長補佐、花田浄化センター担当係長

(3) 事務局

神谷下水道経営課課長補佐、廣瀬下水道経営課課長補佐、白取下水道経営課担当係長、山田下水道経営課担当係長、堀下水道経営課技術職員

4 報告事項

令和4年度（2022年度）進捗状況報告

5 会議の概要

（会長） 定刻より少し早いですが、令和4年度 第2回 鎌倉市下水道事業運営審議会を開会させていただきます。

初めに、事務局から委員の出席状況ほかについて、報告を願います。

（事務局） 初めに、委員の辞任について、報告させていただきます。

長坂祐司委員より、一身上の都合により委員を辞任したい旨の辞任届が9月末に提出されたため、市長による解職の手続きを行いました。

長坂委員は、東京税理士会鎌倉支部より推薦をいただいて委員を委嘱しておりましたので、後任の委員の推薦を同団体にお願ひし、今後委嘱の手続きを進めるところです。

現在の当審議会の委員数は8名となっております。

では、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。

本日の委員の出席状況は、審議会委員8名中、8名の出席をいただいております。鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する、定足数に

達しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日の傍聴について、報告いたします。

本日、傍聴希望はありませんでした。

続きまして、感染症予防対策についてです。

本日の会議につきましても、感染予防対策としての室内換気を行うため、会議中に事務局から休憩の提案をさせていただきます。

続きまして、会議資料の公開について報告いたします。

審議会資料につきましても、公開することとなっておりますので、御承知おきください。

続きまして、令和4年度第1回審議会の会議録について報告いたします。

第1回審議会の議事録とそのときいただいた御意見をまとめた書類につきましても、先月委員の皆様にご確認いただきました。そのとき御指摘いただいた点を反映したものを先日お送りしておりますが、これについて、御意見はありますか。

特に御意見が無いようでしたら、先日お送りした内容で、公開に向けた作業を行ってまいります。

続きまして本日の配付資料についてですが、本日の資料は、

資料1 鎌倉市公共下水道経営戦略令和4年度（2022年度）進捗状況報告書

資料2 投資・財政計画と予算・決算の比較

資料3 鎌倉市公共下水道経営戦略（令和3年度～令和12年度）進捗表（付帯意見項目）

資料4 鎌倉市下水道事業運営審議会答申付帯意見です。

また、参考資料といたしまして、「鎌倉市下水道事業会計の事業に対する監査、事業評価、決算の流れ」と題した表をお配りしております。

資料1から資料3につきましても、先日メールでお送りしたものの細かい修正をいくつか加えております。

内容に大きな変更はありませんが、本日お配りしたものを御覧ください。

また、本日お配りしたものの電子データを後日メールで送らせていただきます。

なお、大変恐れ入りますが、本日の会議は4時過ぎを目安に、遅くとも4時半までに終了とさせていただきたいと思っております。

議事進行に御協力をお願いいたします。

ここまでで、何か質問などはございますでしょうか。

(会 長) よろしいでしょうか。では、会議を進めます。

次第3、報告事項「令和4年度進捗状況報告」について、事務局から説明をお願いします。

(事 務 局) 鎌倉市公共下水道経営戦略令和4年度の進捗状況を報告します。

御報告の前に、下水道事業会計に関する監査や事業評価を簡単に説明します。

お手元の「鎌倉市下水道事業会計の事業に対する監査、事業評価、決算の流れ」を御覧ください。

こちらの表は、下水道事業に対して行われている監査や評価作業の一覧になります。

項目番号1は、例月現金出納検査で、監査委員が主体となって毎月、収支の状況などについての聴き取りが行われています。

項目番号2、事業会計決算審査意見書は、年度終了後8月下旬頃までに監査委員が審査を行い、作成するものです。

項目番号3、行政評価は、事業実施の翌年度のおおよそ4月～9月に行政評価報告書を作成し、市で内部評価を行い、さらに外部委員の評価を受けるものです。

項目番号4、決算審査は、事業実施の翌年度の9月に行われ、市議会決算等審査特別委員会で質疑を行います。

項目番号5、経営戦略に基づく進捗状況報告は、今回の報告のことで、昨年度から10月に実施しております。

以上が、簡単ではありますが、下水道事業会計が受けている監査や事業評価になります。

続きまして、本日の資料の構成につきまして御説明いたします。

資料1は、鎌倉市公共下水道経営戦略に記載した事項につきまして、令和3年度に実施した事業、令和4年度に実施予定の事業を冊子にまとめたものです。

資料2は、経営戦略に記載した投資・財政計画と、令和3年度、4年度の予算、決算の金額を比較した表になります。

資料3は、審議会からいただいた過去2回の答申に、意見として付された項目に関し、令和3年度、4年度に実施した項目を整理したものです。

資料4は、その、過去2回の答申に付された意見となっております。

本日は、まず、過去に審議会からいただいた御意見について御説明いたしまして、引続き、令和3年度、令和4年度の事業内容について御説明いたします。

そして最後に、金額の面から、経営戦略と令和3年度、令和4年度の状況の比較について御説明したいと思います。

最初に、資料3、鎌倉市公共下水道経営戦略進捗表 付帯意見項目を御覧ください。この資料は、下水道事業運営審議会からいただいた過去2回の答申において、意見として付された項目に関して、令和3年度と令和4年度の事業を整理したものです。中央の列、右の列に記載した各年度の事業につきましては、資料1に詳しく記載があるものが多いためここでは説明は省略いたしまして、御意見の内容について、要旨を説明いたします。

なお、御意見の全文は資料4に記載しております。

まず、令和3年（2021年）2月2日「下水道事業における経営戦略の策定について（答申）」の際にいただいた御意見です。

1 取組むべき事業 (1) 早急なリスク把握 として、「汚水の溢水や道路陥没の原因ともなりうる管渠の現状把握が殆んど行われていない。中期的な調査計画を策定して補修・改築につなげていただきたい。」という御意見をいただいております。

次に、(2) 予防保全型の管理体制へ として「事後保全型の管理から、「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」に沿った予防保全型管理へ早急に転換し、事故発生の抑制、コストの縮減・平準化を進めていただきたい。／また、技術者の確保、民間活用、多様な整備・保全・運転情報を集約し計画に反映させるシステムの導入等を進めていただきたい。」という御意見をいただきました。

次に、(3) 持続型下水道幹線の整備 として、「圧送管破損事故では、汚水が長期間にわたり海へ流出し市民等に大きな影響を与えた。／このため、「持続型下水道幹線」の早期完成に向け、早急な計画手続き・設計・用地確保を進めていただきたい。／さらに将来的には、2箇所ある下水道終末処理場を一元化すべく、検討準備を進めていただきたい。」という御意見をいただいております。

次に、2 財源の確保 (1) 下水道使用料の適正化 として、「地方公営企業は独立採算が原則であり、受益者負担が原則であること。／適正な使用料を確保する必要があること。／今後の使用料改定にあたっては、一般会計からの繰入金とのバランスを十分検討のうえ、市民の理解を得つつ進めていただきたい。」という御意見をいただきました。

次に、(2) 繰入金の方角性 として、「総務省の繰入基準を超える繰入については、長期的に減少させていくべきであり、下水道使用料とのバランスを考慮のうえ、当面は投資・財政計画に沿った市からの繰出しを行っていただきたい。」という御意見をいただきました。

次に、(3) 健全経営へ として、「近年、投資を大きく抑制して起債償還を進めたことで、企業債残高が減少し続けているが、今後、持続型下水道幹線の整備等に伴い起債借入額が増加することとなる。管理の効率化を進めつつ、将来の投資もにらんで財政の黒字を維持し、積立金を確保していただきたい。」という御意見をいただいております。

次に、3 事業の推進 (1) 広域化・共同化 としまして、「施設・業務の広域化・共同化を積極的に検討していただきたい。」という御意見をいただきました。

次に、(2) 民間事業者の更なる活用 として、「円滑な予防保全型管理と施設再構築に向け、下水道終末処理場等の運転管理委託を複数年度の包括契約とするほか、管渠についても市内企業育成の観点を持ちながら、導入について検討していただきたい。」という御意見をいただきました。

次に、(3) 下水道資産の活用 として、「近年の技術開発により省エネ化、再生可能エネルギーの活用及びリン等の資源回収が可能となっており、処理場空間を使った民間による太陽光発電等も一部で行われている。／技術の進歩を含めて調査・研究を続けていただきたい。」という御意見をいただいております。

次に、(4) 進捗管理と見直し について、「これまでの答申や計画は必ずしも実現されていない部分もあり、毎年度進捗を把握するとともに、市民・学識者を含めて評価し、環境変化や実績の乖離が大きい場合等、関連計画も含めて適切に見直す必要がある。併せて、その体制・方法も明確にしていきたい。」という御意見をいただいております。

最後の項目になりますが、(5) 市民理解の促進 については、「下水道は市民の安全快適な暮らしに不可欠な基本インフラであり、市民の使用料と税金等によって整備・運営されている。経営状況や事業内容等をリスクや負担等とともに分かりやすく積極的に公表し、共有しながら市民の重要な資産である下水道施設等の再構築・運営にあたっていただきたい。」

さらに、令和3年10月「下水道使用料の改定について（答申）」の際には、

- 「・下水道事業の現況、課題、計画。
- ・使用料改定の必要性、経営努力。
- ・下水道施設は、市民生活の重要な基盤であり、市民の健全な共有資産となっている。下水道事業を円滑に運営することが、市民の快

適な生活環境を守るうえで不可欠であること。」
の3点について、広く市民の理解を深められたい、という御意見をいただいております。

以上が、答申の際にいただいた御意見です。資料3ではそれぞれの御意見に関する、令和3年度、令和4年度の事業を中央列、右の列に記載していますが、事業につきましては資料1を使いまして説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

1ページから2ページにかけては、「1 鎌倉市公共下水道経営戦略」の項目は、令和3年3月に策定した鎌倉市公共下水道経営戦略、以下「経営戦略」と言いますが、その策定の目的と基本方針を要旨として記載するとともに、経営戦略の進捗管理を行うことを記載しました。

3ページには、「2 評価の目的・方法」、「(1) 評価の目的」では、経営戦略に掲げる施策等を着実に推進するため、評価の結果や検証の結果を予算等に反映し、継続的な改善を図ることを目的として記載しました。

「(2) 評価の方法」では、決算及び当初予算について投資・財政計画上の金額と比較すること、主な投資計画について計画と実績の比較を行ったことを記載しています。また、このような形で進捗状況を御報告するのは昨年に続き2回目となりますが、今回評価の対象としている決算は、投資・財政計画の計画期間の初年度のものであり、評価の目的を達成するためにどのような検証を行うことがより適当なのか、ということにつきましては、今後も検討したいと考えております。

4ページから20ページまでが「3 進捗状況」です。まず、「(1) 経営の基本方針の事項に関する進捗状況」として、経営戦略の37ページにある、①予防保全への転換、②下水道施設の脆弱性の解消、③経営健全化の3項目について記載しました。

4ページを御覧ください。「①予防保全への転換」では、始めに、施設の状態を客観的に把握し、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら下水道施設を計画的効率的に管理するとともに国費を活用するための、下水道ストックマネジメント計画の策定状況について記載しています。

5ページでは污水管きよについて、6ページでは終末処理場、ポンプ場などについて記載しています。マーカーで表示した箇所が令和3年度の事業についての記載ですが、5ページの管きよについては、前回、7月28日の審議会の際にも説明のありました、鎌倉処理区内の緊急輸送路などにある28箇所のマンホール蓋・受け枠の交換工事、管きよの改築工事の実施設計を行いました。また、6ページの終末処理場、ポンプ場などについては、ストックマネジメント全体計画を策定するとともに、玉縄

調整池のゲートや笛田調整池の排水ポンプなどの点検を行いました。

7 ページから 10 ページにかけまして、「②下水道施設の脆弱性の解消」についてです。

ア 鎌倉処理区の汚水中継ポンプ場につきましては、津波発生時に甚大な被害が予想されるポンプ場を廃止し、新しいポンプ場を設置するため、前回の審議会でも御質問や御意見をいただきました、新七里ガ浜ポンプ場についての検討を行いました。

8 ページに移りまして、イ 国道 134 号稲村ガ崎三丁目の護岸崩落箇所については、音無川を地中深くで横断する下水道管本設工事を令和 3 年度中に行う予定でしたが、県の護岸復旧工事との調整の結果、工事期間を延長し、現在も施行中です。

9 ページに参りまして、ウ 既設管きよの減災工事についても前回審議会でも御説明いたしましたが、緊急輸送路にある下水道施設の耐震化を図るため、マンホールと管きよの接続部の耐震化とマンホールの浮上抑制工事を行いました。

エ 雨水施設の整備については、東御門川雨水幹線と小袋谷川右岸排水区の築造工事に着手しましたが、周辺家屋への対応や他企業の工作物の移設工事に時間を要したことから令和 3 年度内には完了できず、令和 4 年度に完了しました。

また、10 ページの内容になりますが、令和 3 年 7 月に行われた下水道法、水防法等の流域治水関連法の改正を受け、令和 4 年度に内水浸水シミュレーションを行い、浸水リスクの評価を実施し、その後雨水管理総合計画を策定する予定です。

「③ 経営健全化」では、下水道使用料の改定について、令和 3 年度中に当審議会でも御審議いただき、答申をいただきましたが、その後今年 6 月の市議会定例会で鎌倉市下水道条例を改正し、令和 5 年 4 月から新料金を適用することが決定しております。

また、令和 3 年度に組織の見直しを行ったこと、施設の点検、調査、突発的修繕などを一括して委託する包括的民間委託の実施に向けた準備を行ったことを記載しています。

12 ページから 16 ページにかけましては、(2) 投資計画の事項に関する進捗状況になります。

①施設の投資計画は、経営戦略の 39 ページ表 4-1 に記載の五つの事業につきまして、令和 3 年度の実績や令和 4 年度以降の予定について記

載しました。

資料の方は少し飛びまして、進捗状況報告書の巻末、最後の見開きページの表を御覧ください。表の上段から順に説明いたします。

「緊急輸送路の污水管修繕改築工事」につきまして、申し訳ありません。資料に誤りがありました。執行の欄が実施設計 1.0 kmとなっておりますが、ここは 1.7 km が正しい数値となります。訂正をお願いいたします。計画どおりの 1.7 km の実施設計を行いました。この設計に基づき、令和 4 年度から改築工事を行っていきます。

「民間開発団地の污水管修繕改築」につきましては、計画では令和 8 年度に実施設計を行うこととなっております、それに向けた管きよの調査を令和 5 年度から実施することとしています。現在は、令和 4 年度末から開始予定の包括的民間委託において、一部の民間開発団地の管きよの状態調査を行う予定となっております。

その後、修繕、改築計画を策定し、ストックマネジメント計画に追加し、改築を行う予定です。

「雨水管・雨水調整池の修繕改築工事」は、計画では令和 3 年度に市内の雨水管等の修繕改築計画を作成する予定でしたが、実施時期を見直し、令和 4 年度に作成するため現在準備を進めています。また、施設の整備については、西鎌倉住宅の雨水施設への流入管の整備を行い、機能強化を図りました。

「下水道終末処理場等修繕改築工事」については、令和 3 年度に七里ガ浜浄化センターの耐震診断を実施しました。令和 4 年度は耐震診断の結果を受け、耐震化についての詳細な検討を実施しています。

「持続型下水道幹線再整備事業」につきましては、投資としては 3 年度、4 年度とも計画がありませんが、先ほど「下水道施設の脆弱性の解消」のところで御説明しましたとおり、新七里ガ浜ポンプ場の配置などの検討を行いました。

七里ガ浜浄化センター用地内に設置することを検討しましたが、既存の処理施設の一部取り壊しなどが必要であり、工事中の騒音、臭気対策が困難であること、工事期間が長期になること、建設費が高額になること、などの課題が明らかになり、位置の決定には至りませんでした。

現在、七里ガ浜浄化センター周辺以外での候補地選定や、ほかの方法について、様々な角度から検討を行っています。

進捗状況報告書は 13 ページに戻りまして、「② 最適化・平準化・広域化」については、雨天時浸入水調査を令和 2 年度に続き令和 3 年度も実施したこと、神奈川県汚水処理事業広域化・共同化検討会において、県及び県内関係自治体との連携、広域化・共同化について検討を行っていること、を記載しています。

14 ページの「③ 体制・民間活用・技術力」につきましては、下水道終末処理場などの水処理委託業務等に関し、令和 2 年の契約更新時に業務の範囲を拡大し、複数年契約を締結したため、令和 3 年度も引続き同

様の委託を行っています。

また、令和5年3月からの複数年契約を予定している「鎌倉市下水道管路施設等包括的民間委託業務」においては、施設の維持管理を事後保全型から予防保全型に転換を図るため、維持管理計画の策定、点検調査等を民間事業者に一括して委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、施設の良好な機能維持及び維持管理の効率化を図っていきます。

15 ページの「④ その他の取組」としましては、これまで紙により閲覧対応していた下水道台帳を令和3年度中に全てPDF化したことから、今年度からインターネットでの公開を行っています。

「⑤ 資産活用」は、昨年の上進報告において、審議会からいただいた御指摘を踏まえ、16 ページにかけまして、下水汚泥の有効活用についての検討を行った件、また、下水熱の有効活用に向けた調査に着手したことについて記載しています。

17 ページからは、経営戦略 44 ページに記載している財政計画の事項について、金額など数値の推移を記載しています。

①は企業債についてです。令和3年度の企業債残高は約 322 億円で、減少が続いています。

18 ページに移りまして、令和3年度の企業債発行額は、11 億 5,700 万円となり、記載のとおり、令和2年度と比較しても減少していますが、経営戦略の計画数値と比較しても約 2 億 4 千万円減少しています。

令和3年度の元金償還金及び利子は、38 億 6,500 万円で、これはほぼ経営戦略の計画数値のとおりとなっています。

19 ページに移りまして、下水道使用料は 23 億 8,600 万円で、令和2年度に引続き増加しました。経営戦略の計画値では、令和4年度までは少しずつ減少すると見込んでいましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の影響が、令和3年度も続いたものと考えています。

令和3年度の有収水量は 1,835 万 8,400 立方メートルで、令和2年度からは少し減少しましたが、令和元年度よりは増加した状態が続いており、これも外出自粛の影響と考えられます。

20 ページに移りまして、令和3年度の繰入金金は 28 億 2,300 万円となりました。令和2年度と比較すると 3 億円程度増加し、おおよそ経営戦略の計画数値に近い金額となっています。

21 ページは、「4 評価」です。

先ほども申しましたが、新型コロナウイルス感染症は、令和3年度の事業にも影響を与えています。外出自粛の影響により、減少を予測していた有収水量は、感染拡大前より微増となりましたが、鎌倉市の下水道は小口使用者が全体の3分の2を占めることから、今後の生活様式の変化に注目する必要があります。

日々の業務においては、汚水排水の不良や道路陥没等が発生し、調査・修繕が増加している状態です。先ほど御説明しましたが、経営戦略策定の際の答申に当たり、審議会から御意見をいただいておりますとおり、老朽化している下水道施設の状態を確認し、リスクを把握することが必要であると認識していますが、緊急輸送路等の管きよなど限られた範囲の状況把握しかできていません。

このため、令和4年度末から開始する包括的民間委託において、リスクが高いと思われる民間開発団地の管きよの調査、修繕改築計画の策定を行っていく予定です。

現在は、予防保全型の管理体制への移行を行いつつ、リスク把握を行いながら、設備の補修・更新を行っている段階にあり、経営戦略に示された中期目標・長期目標との大きな乖離は生じていません。

今後も引き続き経営戦略に示した三つの基本方針、「予防保全への転換」、「下水道施設の脆弱性の解消」、「経営健全化」への取組みを進め、戦略的な下水道事業運営を行います。

以上で、事業の進捗についての説明を終わります。

あとは、財政面からの比較の御説明になりますが、一旦ここで区切らせていただきます。

(会長) 今までのところで、何かありますでしょうか。

(委員) いくつかありますが、まず、4ページの「民間開発団地内の管きよ調査を行う」ということについて、民間開発団地の中の管きよの状況は様々であろうと思いますが、どういう順番で行うのか、例えば古いところから行うのか、大規模なところから行うのか、その反対なのか、といったようなことで、今決まっていることがあれば教えてください。

(幹事) 民間開発団地の調査につきましては、令和5年3月から行おうとしている包括的民間委託の中の調査項目の一つとして考えています。10箇所以上の団地がありますが、一般競争入札で落札した業者と相談しながら優先順位を決めていきたいと思っています。大きなところ、小さなところということではなく、順番については現在決めておりません。

(委員) 二つ目は7ページの七里ガ浜のポンプ場について、「異なる視点からも

手法の検討を行っています」とありますが、具体的にはどのような検討を行っているのでしょうか。

(幹 事) 今は、七里ガ浜浄化センター付近の新設するポンプ場で、汚水を二段階で汲み上げること検討していますが、二段階とすると広い用地が必要になり、隣接する小学校などを考慮する必要があります。二段階分を一つのポンプ場で汲み上げるのではなく、2か所のポンプ場に分けて汲み上げる方法もありますが、その場合、用地の課題があります。更にポンプそのもののランニングコストのこともあり、正直に申しまして、現在有力視されている方法があるということではなく、何か解決方法がないかを探しているような状態です。

(委 員) 三つ目として、14 ページに書かれていることについて、雨水汚水分流式だけれど雨水が汚水の方に流入し、マンホールの蓋が上がっているのをよく目にしています。「マンホール内の水量上昇状況を確認し、エリアを絞りながら原因箇所の特特定を進めています」とありますが、具体的にそういう可能性の高い地域、あるいはこれまでの経験から問題がありそうだというような地域は特定できているのでしょうか。

(幹 事) 現在調査を行ってる箇所が、鎌倉駅周辺、昔の鎌倉町と言われている地域で、昭和 33 年頃から工事を進めた古い箇所です。30 箇所以上のマンホールの中に水圧計を入れて、雨の度にどれくらい、どこが先に水量が多くなるかというのを調べていますが、ほぼ全域で水量が多くなっています。その中で、上流に向かって地域を絞っており、まだ細かく絞り込んでいる状況ではありません。

(会 長) ここまでは、よろしいですか。ほかには何か御質問などはありますか。

確認ですが、14 ページの「体制・民間活用・技術力」に、「植栽等の伐採や施設清掃など業務の範囲を拡大し、複数年契約を締結」と書かれています。これは、これまでは単年度契約で行っていたけれども、複数年契約に切り替えた、という意味でよろしいですか。

(幹 事) 以前から複数年契約、5 年間の長期継続契約を締結しており、令和 2 年にその契約が期限を迎え、更新の際に業務の範囲を拡大し、また 5 年間の長期継続契約を締結したというものです。

(会 長) 分かりました。ありがとうございます。ほかには何か御質問などはありますか。

(副 会 長) 資料 4 の付帯意見の最後に、「使用水量に関わらず接続に対して一律に

負担する基本使用料のあり方を検討されたい」とありますが、確かに節水機器が普及していくと、一人当たりが出す汚濁量は変わらないのに使用水量はどんどん減っていくという問題があり、昔より煮詰まったものを処理するようになっている現状があると思うのですが、「使用水量に関わらず」ということになると、一人当たりの下水道使用料がいくら、というような形になっていくのでしょうか。

(幹事) こちらにつきましては、本審議会で使用料改定を御審議いただいた際に、基本使用料という形でも徴収を、という御意見をいただいたものです。

基本使用料の定め方としては、一例として管径によって定めるという方法もありますが、水道と違い、管径で水を出す量を推測し、それにより基本料金に差をつけることは難しいです。が、説明にもありましたとおり、鎌倉市は大口の利用者が少なく、ほとんどが一般家庭からの排水のため、ある程度基本使用料でコストを回収しなければ下水道の運営が厳しいということが分かっています。

前回の審議会でも御審議をいただいて、この度、令和5年度に料金改定を行いますが、その改定でも、若干、基本使用料という趣旨で徴収ができるように取り組んでいます。この後、令和8年に予定している使用料の改定に当たっては、基本使用料としてある程度コストを回収するという形で考えるべきであるという御意見をいただいていますので、今後そういった方向で取り組んでいきたいと考えています。

(会長) 今の質疑に関連して、入って来る汚水が濃くなっているということあるのですか。

(幹事) 特に目立った変化はないです。

(会長) ほかに何かありますか。なければ次の説明に参ります。事務局から説明願います。

(事務局) それでは、財政面から見ました状況の御報告になります。

資料2、投資・財政計画と予算・決算の比較というA3横の表を御覧ください。

この表は、経営戦略52ページに記載した「投資・財政計画 概要版」の金額と、令和3年度決算、令和4年度予算を比較したものになります。

まず、1ページめの表の下、欄外の※を御覧ください。

投資・財政計画策定時点と現在とで繰入金の取扱いを変更しております。

計画策定時点では、収益的収支、資本的収支それぞれに基準内、基準外の繰入金を計上しておりました。

基準内の繰入とは、雨水施設の管理など、下水道使用料や受益者負担金ではなく、公費、税金で賄われるべき経費に充てるための繰入金をしており、それ以外のものが基準外の繰入金になります。

収益的収支に基準外の繰入金を計上すると、本来は使用料で賄われるべき維持管理経費に繰入金で充当されることとなってしまうことから、適正な使用料水準を把握しやすくするため、現在の予算・決算においては収益的収支に基準外の繰入金を計上せず、資本的収支に一括して計上し、企業債の償還金に充当する取扱いとしております。

そのため、収益的収支、資本的収支それぞれにおける繰入金の額は、投資・財政計画と差が生じております。

計画と予算・決算の比較に当たり、その影響を排除するため、投資・財政計画上の金額を変更した額を併記しております。

この資料の各表に共通ですが、「当初予算」の欄の一番上の段、四角いカッコ内の数値は、投資・財政計画上の金額について繰入金の取扱いを変更した場合の数値を記載しています。真ん中の丸いカッコ内の数値は、投資・財政計画上の金額をそのまま記載したものです。下段が当初予算の金額で、「決算」の欄は決算の金額となっています。

「計画比」の欄はそれぞれ当初予算、決算額の投資・財政計画の額に対する割合を表しており、上段、四角いカッコ内の数値は、繰入金の取扱いを変更した場合の計画上の額、下段のカッコがないものが、変更していないそのままの計画上の額に対する割合を表しています。

最初の表は、収益的収支についてです。令和3年度決算について見ていきます。

収入の計は計画比 103.3%、支出計は 101.9%となりました。

収入の3%増、支出の2%増の結果、経常利益は計画の2.5倍となっています。

収入、支出の内訳を見ますと、行番号3、営業収益のその他につきましては、その大部分を占める雨水処理費負担金、これは雨水処理に要する経費は税金で負担するという考えにより一般会計から繰入れている、先ほどの区分としますと基準内の繰入金ですが、その雨水処理費負担金が計画より約1億6,700万円減少したことに伴い64.4%になりました。

行番号5、補助金の欄は計画比63.4%ですが、先ほどの基準外繰入金の取扱い変更の影響を除きますと、109.9%となります。

行番号6、営業外収益のその他につきましては、固定資産を取得した際に受けた補助金などを減価償却に合わせて収益化していく長期前受金戻入が約9億2,700万円増加したことに伴い43.5%の増加となっています。

この長期前受金戻入にも、基準外繰入金の取扱いが影響しておりまして、その影響を考慮すると約7%の増加となります。

支出の内訳につきましては、行番号 9、職員給与費が計画と比べて 8.4%の増となっています。

これは、令和 3 年 4 月に行われた市の組織の見直しに伴い、それまで一般会計から給与を支弁していた職員について下水道事業会計で支弁するようになったこと、再任用職員について短時間勤務の者が減り、フルタイム勤務の者が増えたことなどが理由です。

また、行番号 10 の「経費」とは施設の維持管理に要する経費や事務経費であり、行番号 12 の営業外費用の主なものは、企業債の利子と鎌倉税務署に納める消費税及び地方消費税ですが、計画上の金額と差が出ている原因は、消費税額の増加です。

令和 4 年度予算は投資・財政計画に対し、収入 112.1%、支出 99.9%となっています。

内訳のうち、計画と大きな差があるものは、令和 3 年度決算とほぼ同じ理由によるものです。

2 ページに参りまして、上段が資本的収支についての表です。

令和 3 年度決算の収入の計は計画比 122.8%、支出の計は 91.6%となりました。繰入金の取扱い変更の影響を除きますと、収入は 93.1%となります。

影響を除いた額で見ますと、収入が約 7%減少し、支出が 8.4%減少したことにより、行番号 26、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、約 13%の減少となりました。

内訳を見ますと、行番号 16、企業債は計画と比べて 17%減少しています。これは、行番号 21 の建設改良費に、令和 3 年度に完了せずに繰り越した工事があり決算額が減少していることと連動しています。

行番号 18 は、国からの補助金です。決算額では 270 万円ほど増加していますが、予算額ではゼロとなっています。この理由は、令和 2 年度における国の補正予算にあわせ、3 年度に実施する予定の事業を本市においても 2 年度の補正で予算化し、繰り越して 3 年度に実施したことによるものです。

行番号 19、その他につきましては、受益者負担金、分担金の新規賦課などが計画時点の額を下回ったため、400 万円ほど減少しています。

支出の、行番号 21 建設改良費の減少は、先ほど御説明しましたとおりです。

行番号 29 の企業債残高は、令和 3 年度末時点で計画値に比べて約 3%の増となっています。

下段は、他会計繰入金の表です。令和 3 年度決算について見ていきます。

行番号 31、収益的収支の基準内繰入金の減少は、先ほど御説明した雨水処理負担金の減少によるものです。

行番号 33、資本的収支分の繰入金は、最上段の四角いかつこ内の金額で見ますと 2.2%の増加で大きな差は発生していませんが、行番号 34、基準内の繰入金は 81.5%となっています。これは、雨水分の建設改良費が減少したことに伴うものです。

基準内の繰入金を充当すべき経費が減少したことにより充当されなかった繰入金は基準外の繰入金として整理するため、行番号 35、基準外の繰入金は約 9%の増加となりました。

行番号 36、繰入金の合計については、計画と比較して令和 3 年度は 3.7%の減、令和 4 年度は 1.3%の増と、大きな乖離は発生していません。

以上が投資・財政計画と予算・決算の比較についての説明になりました。これで令和 4 年度進捗状況の御説明を終わります。

(会長) 今の説明につきまして、御質問やお気づきの点がありましたら御発言をお願いします。

説明にあった職員数の件は、職員の人数が増えたというよりは、会計の区分の問題で、一般会計から給与を支払っていた職員が下水道事業会計に移ったため、下水道事業会計上は増えた、ということよろしいですか。

(幹事) はい、そのとおりです。今まで一般会計で給与を支払ってしまして、実際には下水道事業の経理等の事務についていた職員を、公営企業会計化に伴い、下水道事業会計から給与を支払うようになったため、経営戦略を策定したときと職員数に若干差が発生したということです。実働数という意味では、変更はありません。

(会長) あくまで会計区分上の措置ということですね。

(委員) 今の質疑に関連して、職員の方には雨水分と汚水分のような区分というのはあるのですか。

(幹事) 職員は汚水担当、雨水担当と分かれていますし、下水道事業といたしながらも、下水道を使っている方だけでなく広くそれ以外の一般の方にも恩恵のある事業、公共水域の保全や水質規制などについての業務に取り組んでいる職員は、一般会計で一部負担して給料に充当しています。実務上は下水道の汚水、雨水に加えて、一般会計で給料を支給する、河川等を担当する職員が何名かおり、協力して業務を行っています。

(委員) 説明を聞き逃したかも知れませんが、他会計繰入金のうち、基準外繰

入金の決算額が計画よりも増えたというのはなぜですか。

(幹事) 繰入金全体の金額を大きく増減することは基本的になく、計画どおりの繰入を行うのですが、基準内の繰入金を充当すべき経費自体が、令和3年度は減少しました。計算は総務省の基準に従って行いますが、基準内の経費に充当する繰入金の額が減少し、その分基準に適合しない経費に充当する繰入金が増加した、その結果、基準外として整理される繰入金が増えたという形になっています。

(委員) 繰入金全体の金額は変わらないけれど、総務省の定めに従って基準内と基準外の振り分けを行った結果、このような金額になった、ということではよろしいですか。

(幹事) そのとおりです。

(委員) それと関連して、資料4の「2 (1) 下水道使用料の適正化」の最後の部分に「一般会計からの繰入金とのバランスを十分検討のうえ」という記載があるのですが、この繰入金というのは基準外も含めて、ということなのでしょうか。

(幹事) 原則的な考え方として、将来的には基準外繰入というものをなくして、下水道使用料と総務省の基準に従って繰入れる繰入金、企業債、国の補助金で運営することを目指していくのですが、投資・財政計画に定めるこの10年では、残念ながらそういった状況にはなりません。

現状、維持管理費については100%下水道使用料で賄っているのですが、今後は資本費というものに着目をしていきます。いわゆる建設改良等に使った元金償還金、借金の返済金については、下水道使用料で全額賄うことは現状できていませんが、これを徐々に下水道使用料で賄っていきつつ、同時に企業債の残高を減らしていくようにバランスを取って行こうということが、この10年の大きな目標といたしますか、一つの方向ということになっています。

(委員) 分かりました。ありがとうございました。

(幹事) すみません。一点、補足いたします。

今御説明したところは資料1の17ページでして、企業債残高が徐々に減ってきており、これを10年間減らし続けていくということを説明させていただきました。

1ページめくっていただきますと企業債発行額というものがあります。これも今のところ徐々に減っているのですが、持続型下水道幹線という、

幹線の再整備等を行っていくと、どうしても企業債で賄う必要が出てきます。

そのため、長期的に見ますと、企業債残高がずっと減り続けるということではなく、適正な額に管理していく、というのが正しい表現になります。

大変申し訳ございません。資料の訂正がございます。

19 ページの下水道使用料の四角の中の右上に、「経営戦略令和4年度計画数値」として括弧書き 23.83 とあるんですが、タイプミスで、正しくは 22.83 です。誠に申し訳ございません。訂正をさせていただきます。

(会長) 進捗状況報告は以上ということになりますが、そのほかはよろしいでしょうか。こういった進捗管理の仕方、資料の作り方などを含めて、いかがでしょうか。

今は、前年度やったこと、今年度やろうとしていること、そのほかのことを説明してもらっています。また、表についてもそうですが、こういったことのやり方で、もうちょっとこうした方がいいとか、これはいらぬとか、そういうような御意見はありませんか。

特になければ、以上で次第3、報告事項「令和4年度進捗状況報告」を終了します。

続いて、次第4、その他について、事務局からお願いします。

(事務局) 本年度につきましては、この後、本審議会は開催の予定はないため、本日が最後の会議となります。

令和5年度につきましては、また10月頃に経営戦略の進捗状況の御報告を予定しておりますが、それ以外にも国の動向などにより、何か御審議をいただく案件が出てくる可能性があります。

その場合には、また改めて御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) よろしいでしょうか。特になければ、以上をもちまして、本日の鎌倉市下水道事業運営審議会は終了いたします。

皆様お疲れ様でした。

以上